- $\Diamond$  $\Diamond$ この議事速報(未定稿)は、 めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。 審議の参考に供するた
- 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- $\Diamond$ で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と今後、訂正、削除が行われる場合がありますの 受け取られることのないようお願いいたします。

## 〇新谷委員長 堤かなめ

〇堤委員 おはようございます。 立憲民主党の 堤

場から、以下、質問させていただきます。 アーストとジェンダー平等が重要であるという立 指す政党です。少子化対策としてもチルドレンフ を十分発揮できるジェンダー平等社会の実現を目 会全体で子供の育ちを応援し、誰もが個性と能力 立憲民主党は、チルドレンファース トの 下

や介護などのケアと仕事の両立を図る制度である ŋ 全てを解決できるとは思えません。 <u>-</u>立支援制度では、今の日本社会が抱える問題の 定評価しております。しかし、そもそも、 できるようにする制度を拡充するものであり、 やすくしたり、短時間制勤務など柔軟な働き方 今回の法改正は、育児休業や介護休業などを取 育児

指摘されておりましたように、たとえ制度が充実 まうという課題が残されています。 例えば、昨日の参考人質疑で山口慎太郎教授が 女性がマミートラックに押し込められて 直近の統計

> いました。
> は、男性が取得しやすい制度が重要と提言されは、男性が取得しやすい制度が重要と提言されおよそ二割で、大きな開きがあります。山口教がおよそ八割、これに対し、男性では一七・三% 育児休業取得率は、 男性では一七・三%、 女性では八〇 · <u>-</u> <u>%</u> 山口教授 7

入すべきであると考えます。組みができています。このような制度も大胆に導 が取らなければ権利を失う、、割り当てられ、この九十日は、 育児に関わるように誘導する、 ですけれども、そのうち九十日はもう一方の親に まで両親合わせて四百八十日もの育休を取れるん 例えば、スウェーデンでは、 つまり、双方の親が そういう制度、 もしもう一方の親 子供が八歳になる 仕

々は利用できない、また、大企業で働く方々は利援制度を利用しやすいけれども、非正規で働く方 ますけれども、この点について、どう改善するの か、お聞かせください。 しにくいといった課題もまだ残されていると思い 用しやすいけれども、中小企業で働く方々は利用 また、さらに問題は、正規で働く方々は 両立支

## 〇堀井政府参考人 お答えをいたします。

企業の人材の確保や定着にもつながるものだとい中小企業にとっては、負担だけではなくて、中小重要な課題だと考えております。そして、これは、 うふうに考えております。一方で、 業で働く労働者の両立支援を進める、これは大変 企業規模に関してでございますけれども、中小企 (をする、このような場合もございますので、事が困難となったり周囲の労働者の業務負担が増 今、堤委員から御指摘がございましたが、 代替要員の確

> えております。 業主にとっても大きな課題であるというふうに考

ます。 こういったものも実施をしておるところでござ ら個別の相談支援などを無料で受けられる事業、 ところでございます。また、労務管理の専門家か 支給する場合などの助成措置を大幅に強化をした る周囲の労働者に対して中小企業事業主が手当を たしまして、育児休業中の労働者の業務を代替す 金の中に育休中等業務代替支援コースを新設を このため、令和六年一月 から、

したが、 が大変重要というふうに考えております。 じて仕事と育児を両立をしやすい環境整備、 ますと、雇用形態にかかわらず、男女が希望に応 また、 正規雇用、 もう一点、 堤委員 非正規雇用の関係で申し上げ から御指摘がございま

職場環境の整備に取り組んでまいりたいと存じま じまして、 能というふうになるように、有期雇用労働者も要 用労働者の方も希望に応じて育児休業の取得が 雇用形態にかかわらずに育児休業を取得しやす 加算措置を設けております。このような取組を通 で、有期雇用労働者が育児休業を取得した場合の 先ほど申し上げたコースでございますが、この中 立支援等助成金の育休中等業務代替支援コース、 なことの周知を徹底をすることに加えまして、 件を満たせば育児休業を取得をできる、このよう そして、厚生労働省といたしましては、 引き続き、 有期雇用労働者を含めて、 両 可 雇

〇堤委員 堀井局長、 りがとうございます。 是 いは

ります。

組をお願いします。

試算をしたものがあるというふうに承知をしてお 賃金の男女差が五千万円程度である、このような 究・研修機構が、学校を卒業し、定年の六十歳ま ましてですが、例えば、独立行政法人労働政策研 〇堀井政府参考人 男女の生涯賃金の試算に関し に解消すべきだと考えますが、いかがでしょうか。 でしょうか。また、男女の生涯賃金の違いは早期 ておりますけれども、これに間違いはありません 賃金は男性全体よりおよそ一億円も低いと言われこういう状況の中、日本では、女性全体の生涯 めてしまう女性がまだまだ多いという状況です。 統彦議員からもありましたけれども、やは 休を取ったものの復帰できずに辞めてしまう女性 はおよそ四割ですけれども、非正規雇用全体 でフルタイムの正社員として働いた場合に、生涯 理解が得られないというようなこともあって辞 でも、まだまだ、雇用者全体のうち非正 復帰できても職場になじめずに、先ほど吉田 り周り のう 雇用

男女の賃金差異の関係でいいますと、こうした賃 とが考えられます。そして、この男女間賃金差異 は、就労期における男女間の賃金差異が大きいこ 義務化をしたということでございます。 従業員三百一人以上の企業を対象に、その公表を 和四年七月に、女性活躍推進法に基づきまして、 をなくしていくための取組といたしましては、令 そしてまた、堤委員から御指摘がございました 生涯賃金の男女差の要因といたしまして

> 生かして女性管理職として活躍するための環境整キャリア中断をすることなく、その個性や能力を 備が大変重要だと考えております。 ことが考えられます。このため、希望する女性が 較して女性の平均勤続年数が短い、このような 賃金差異の主な要因といたしまし 男性と

壁となっている性別役割分担意識の是正やアンコ進をしていくとともに、女性のキャリア形成の障企業の状況把握や課題分析を促し、その取組を推るの観点から、女性活躍推進法に基づいて、各 女性管理者や、管理職を含む男性労働者、企業経制度の導入等についてマニュアルなどを作成し、 発を進めているところでございます。 営者などを対象とするセミナーを開催し、 ンシャスバイアスの解消を図るために、メンター 周知啓

ております。 このような取組を更に強めてまいりたいと考え

けです。属性別の生涯賃金、ジェンダー統計とし税収も増えますし、社会保険料の収入も増えるわ ると思います。フルタイム間の男女の賃金格差で うことは非常にいろいろなところで指摘されてい す。日本の状況が男女間の賃金格差が大きいとい 政治学者として国際的な事情にも詳しいと思いま 体、男性全体を比較して、大事だと思うんです。 〇堤委員 る状況から、それが全体として、 なく、非正規で働かざるを得ないという女性も 通告しておりませんけれども、 基礎統計として大変重要ではないか、女性全 武見大臣、生涯賃金、これが上がれば 武見大臣、 国際

> 比べて、こうした男女の生涯賃金の格差というも 〇武見国務大臣 と思いますけれども、 ているところでございます。 るかということに今まさに私ども取り組もうとし しようがございません。これをいかにして改善す のが極めて大きいというのは事実であって、否定 すので、是非政府として正式な試算を出すべきか 金が。そういった試算をしているところもありま 性全体の賃金格差、これ 我が国が、 御答弁をお願いいたします。 欧米の主要先進 億円もある、 国と

くわけでありますから、やはりそういう平等な立 くり、そして、それによって共に男女が働きやす とが大事だと思います。 場で男女が職場で仕事ができるようにしていくこ れによって給与というのは確実に今度上がってい 部の役員としても大いに発展していただいて、そ の中で、当然に能力に応じて、女性については幹 い、自分の希望する職場で働くことができる、そ もに共育てをするという新たな法律の枠組みをつ 方がきちんとここに参画をして、そして女性とと して実際に、今度は、育児をするときにも男性の そして男女の雇用の平等に関わる法律もでき、そ 一連の、こうした女性参画の新たな法律もでき、 その中で、実際に、今回の法改正のみならず、

デンス・ベースト・ポリシー・メイキングの の推移がどうなるかを見るべき。 スラインデータとして実態を正確に把握して、 に大事だと思います。そのためには、やはりベー 〇堤委員 賃金格差が是正 初歩ではないかと思います。 するということは Е В Р М 何も難し 初歩 工 そ F.

くお願いいたします。 推移を見ていただきたいと思いますの をして、 が男女でどう変わっていくのか、それは是非試算 ないと思います。やはり全体として生涯賃金 ちゃんと公表していただきたい、 で、 よろし そして

前

ŋ ち野党も求め続けまして、ようやく全国的にかな には解消しているとは言えませんけれども、 整備が進んでまいりました。 さて、保育園については、待機児 元童問題: が完全 私た

ことが大事だと思うんですけれども、 きるように延長すべきではないかと思いますが、 残業時間規制、テレワークなど柔軟な働き方がで てはこの後に質問させていただきたいと思います の委員会でもいろいろな方がこの小一の壁につい 供が小一になるとぶつかる壁、 いかがでしょうか。 せめて子供が小学校三年になるまで短時間勤務、 て言及されておられました。しかし、 壁という、高い、これをどう解消するかという しかし、 今現在ある小一の壁、これがある以上、まず、 今、切実な問題になっているのは、 小一の壁です。こ 現に、小一 それについ

## 〇三浦大臣政務官 お答えいたします。

準であるということ、また二点目に、 の規模にかかわらず全ての事業主に適用される基 ては、一点目、育児・介護休業法は、 な実現する措置を利用する子育て中の者と、そ の措置の対象となる子の年齢の延長につきまし 御質問なされました柔軟な働き方を実現するた 公平感が生じないように配慮する必要がある、 方が担当していた業務を代替する周囲の方との 企業の大小 柔軟な働き

> やはり、 たと思うんですね。そういう声をしっかりと聞いいということで、延長を求める声がすごく多かっ この子供たちを置いて働くというのは非常に厳し 待しております。 ていただきたいと思いますので、今後の改善を期 **堤委員** 昨日の参考人質疑でも、 までの子を対象年齢としたところでございます。 点におきまして、いろいろ考え、 なかなか、子供を、小さい低学年の子供 かなりの方が

やはり、さっき述べましたように、税金や社会保なっている人手不足の解消というだけではなく、 います。 険料の担い手を増やすという意味でも重要かと思 や介護離職を防ぐということは、ますます深刻に 働を社会全体で支える仕組みをつくり、 も、なかなかそれが難しいということで、ケア労 すい制度、 ています。 また、今、 そんな中で、ケア労働のために休みやっ、我が国はどの職場も人手不足で困っ 柔軟な働き方ができる制度をつくって 育児離職

た。武見大臣、是非聞いてください。同窓生に介護の現場の状況を教えていただきまし 地元でケアマネジャーとして働いている高校 0

ます。 時は対応せざるを得ない、そしてケアマネも疲弊スが足りなくなって、報酬のないケアマネが緊急 な事業所が淘汰されて、日本の介護が静かに崩かがやらないといけません。いい仕事をする小 していなくなるという負のスパイラルとなって がやらないといけません。いい仕事をする小さ 働く仲間がどんどん減っていき、結局、 介護は待ったなしの場面が多いだけに、 そんなことを感じています。 サー 本当に 誰い Ė

> マイナス改定にならないのではないでしょうか。 訪問介護が大切と思っているなら、 特に在宅介護チームは、公的施設に入れば介護 ような

す。 パーさんや看護師さんを中心に生活を支えていま けに、在宅で一日でも長く過ごせるように、ヘル 保険を逆に圧迫してしまうことが分かっているだ

とです。 にせずに、省庁の代表者としてしっかりと改定内 チェックした上で了承したのかどうか、 容の把握をしているのかなとも思いますというこ 武見厚労大臣 は、 今回 0 報 酬改定で、 官僚任せ きちんと

くがマイナスであるのに対して、七・幾つと どのように受け止めていただけましたでしょうか。 ような極めて高い収支差率がありました。 の場合には目立ちました。実際に、 益率がやはりどうしても高いというのが訪問介護 〇武見国務大臣 限られた財源の中で、実際に収 武見大臣、通告しておりま せ んが、 施設介護の多 場  $\tilde{\mathcal{O}}$ いう

はり厳し 抱えておられるということでございました。 引上げということについても非常に難しい課題 に従事しておられる訪問介護事業者というのがや しかし、その中で、 い赤字の中にあって、実際に、人件費 小規模の、特に地方で実際

際に必要とされる賃上げ分については、今までと 料の引下げはさせていただきましたけれども、 したがって、全体のバランスを取るために基本 小規模事業者等の方々にとっては持続 を大幅に拡大をさせて、それによって、 加算の仕方を徹底的に簡素化 実

ございます。 方で今回の改正をさせていただいたという経緯が能な形を少しでも応援させていただくという考え

えていただきたいと思います。もそも払えなくなりますので、その辺りもよく考ことですけれども、事業所が倒産してしまうとその堤委員 処遇改善、頑張ってくださったという

る思い切った政策が必要だと思います。
でこと、社会全体、地域全体で子供の育ちを支え
が護の充実などによって育児離職や介護離職を防
長時間労働を是正する働き方改革、保育や学童、
長時間労働を是正する働き方改革、保育や学童、

を得ません。

と思っております。す。全ての委員の皆様に是非御賛同いただきたいす。全ての委員の皆様に是非御賛同いただきたい業者の処遇を更に改善する法案も提出しておりまの緊急支援を行う法案に加え、介護と障害福祉事の緊急支援を行う法案に加え、介護と障害福祉事立憲民主党は既に、小規模の訪問介護事業者へ

Pでございます。 首相「喫緊の課題」」というタイトルの新聞記 資料の一を御覧ください。「「小一の壁」打破 次に、小一の壁についてお聞きします。

壁、人数の壁、広さの壁の三つです。かに、三つの壁があると言われています。時間のるということで、解消されておりません。そのほまだ、新聞にもありますように、一万五千人に上す一の壁、まず、都市部での待機児童、これも

一点目に、時間の壁についてです。

で見守る事業を始めています。
に校門を開けて、登校時間まで児童を体育館など
いら市立小学校三十九校全てで、早く、午前七時
の壁を解消しようと、大阪府豊中市ではこの四月
の壁を解消しようと、大阪府豊中市ではこの四月

したがって、国として、小一の壁を解消する取つくれないところが出てきてしまいます。体によって、財政的にゆとりがあるところとそう体によって、財政的にゆとりがあるところとそう間約七千万円かかるとのことです。つまり、自治間が七千万円かかるとのことです。つまり、自治問がしたがって、国として、小一の壁を解消する取っくれないところが出てきてしまいます。

ますが、いかがでしょうか。組を行う自治体に財政支援などをすべきかと考え

**〇髙橋政府参考人** お答え申し上げます。

ました。の延長、特に朝の延長というようなお話がございの延長、特に朝の延長というようなお話がございの延長生の方から、放課後児童クラブの開所時間

○堤委員 次に、広さと時間の壁についてです。□ これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業所、これは朝間、これが一日八時間を超える事業が、専ら夕方の助をしておるところでございますが、専ら夕方の助をしておるところでございますが、専ら夕方の助をしておるところでございますが、東ら夕方の地をしているというのが現状でございますが、

ております。

次の資料二を御覧ください。「放課後」すし詰

の子どもたち」というタイトル、見出しがつい

起きているのか、教えてください。れども、学童保育での重大事故、年間どのくらいぐなど質の低下も大きな課題と記されていますけ空間に多くの子供が詰め込まれ、重大事故も相次下線部を引いております①のところです。狭い

〇髙橋政府参考人 お答え申し上げます。

事故として報告をいただいております。まして、三十日以上の加療を要するけが等を重大故件数を捕捉してございますが、取り方といたし私ども、毎年、放課後児童クラブで発生した事

単大事故、五百六十五件ということでございましこの報告によりますと、平成四年中に発生した

ておるという状況でございます。 いう状況 な

ことがありますけれども、全国的に見ると比較的 めという感じがしました。 子供たちがかなりぎゅうぎゅうに、 たまたま雨の日だったということもありますが、 がして、いい環境にあるんですけれども、 恵まれた環境にある、ログハウスで木のぬくもり 伺わせていただきました。多分、何か所か行った ということで、やはりすごく心配だと思います。 私も、先日、地元の学童保育のところに視察に 重大事故が五百六十五件、 本当にすし詰 、その日、

るなというふうに感じました。 ますし、指導員の方々はもちろん細心の注意を払 う。本当に指導員の方々には敬服いたします。 していて、その音だけで私は一時間で疲れてしま したけれども、子供たちの声がざわざわがやがや一時間ほど滞在させていろいろなお話を聞きま って見守ってくださっているんですけれども、 して、狭い階段を上ったり上がったりする子もい 、もっと子供の数が増えれば事故の危険性があ ŧ そ

ように、全体の四割もの学童で国の基準の四十人 ろにもありますが、国の基準に法的拘束力はない らいになりますが、そういう設置基準を定めたと 人当たりおおむね一・六五平米、これは畳一畳ぐ 省令で、学童保育について、一クラス四十人、一 を超えているということです。 いうことです。しかし、この新聞記事の②のとこ 国は、二〇一四年、十年前に、質の確保のため、 下線部③にあります

いします。

でしょうか。 ブを与えるべきではないかと思いますが、い 自治体に補助金を上乗せするなど、インセンティ 東力を持たせるか、あるいは基準をクリアした 広さやクラスの人数について、 義務化など法的 かが

〇髙橋政府参考人 お答え申し上げます。

とでございます。 児童クラブに関する基準、これは地方自治体が参 酌すべき基準として国の方で定めておるというこ 今先生から御紹介がありましたとおり、放課 後

を先生がおっしゃるように義務化するというとこ可能にするためということでございまして、これという地域の実情に応じて事業運営を行うことを というふうに考えてございます。 ろについては、なかなか現状では困難ではないか て、全国一律ではなく、自治体の責任と判断によ 業の実施主体が市町村であることも踏まえまし この趣旨といたしましては、 質の確保を図った上で、運営形態が極めて多様 放課後児童クラブ

り

事

条例等によって適切に基準を定めた上で、その自国が定める基準、参酌基準を踏まえて各自治体がましたけれども、こども家庭庁といたしましては、 ます。 しては補助を行っておるというのが現状でござ 治体の基準を満たして設置されているところに対 先生の方から補助をというようなお話もござい

判断に任せるということでしたけれども、 〇堤委員 やはり自治体が運営主体だと思うんですけれど 1治体が運営主体だから自治体 保育園  $\mathcal{O}$ 

> こちらは義務化されて いると思うんですが

酌基準として、面積基準も含めて今お示しをして 児童が今全国で一・六万人いるということで、 いるというところでございます。 まずは場の確保というのを早急に進めていきたい。 うことでございますので、国といたしましては、 の解消を図ることが喫緊の課題になっているとい その意味で、 広さにつきましてでございますけれども、 地方が柔軟に設定できる基準を参 待機

だけではなく、子供たちの育ちもとても心配です。 やはり私は早く取り払うべきだと思います。事故 と思いますけれども、広さの壁も、人数の壁も、 〇堤委員 ちょっと先ほどの答弁と矛盾して 視察させていただいた学童も、限界ぎりぎりの いる 家

校がある間は、放課後は、習い事に行ったり、 すし、子供を学童に預ける人が増えるということ 自分で食べなくちゃいけないということになりま やはり親として心配だということで、お昼御飯も の長期休暇は、一人で一日中家にいるというのは で一人で過ごしたりできても、夏休みなどの学校 えると聞いて、頭がくらくらする思いでした。学 広さだと思いました。夏休みはこれからもっと増

ゅうぎゅうのすし詰めの状態で長時間過ごさなけ中は、外で遊ぶことができませんから、室内でぎ で過ごすことになります。雨の日ですとか暑い日 ばなりません。 夏休みは、 朝から夕方まで、一日の大半を学 なぜこんなに貧弱な環境しか子

○新谷委員長 申合せの時間が経過しておりまするわけで、不思議で仕方がありません……供たちに提供しないのか、これがずっと続いてい ので、御協力をお願いいたします。

〇堤委員 分かりました。 是非、北欧など、本当にゆとりがある状況にな

是非御尽力をいただきたいと思います。どうぞよ 時間というふうに親も子供たちも思えるように、 う本なども出ております。本当に放課後が幸せな ろしくお願いいたします。 っております。「しあわせな放課後の時間」とい 質問を終わります。